

沖縄労働局発表
令和元年12月25日(水)

【照会先】

職業安定部長 村上 優作
職業対策課長 渡真利 直人
(電話) 098-868-3701
(FAX) 098-951-3507

令和元年 沖縄県内の障害者雇用状況の集計結果

沖縄労働局では、このほど、沖縄県内の民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.2%)

○雇用障害者数は過去最高を更新、実雇用率は対前年で下回った。

- ・雇用障害者数は4,714.5人、対前年0.8% (39.5人) 増加
- ・実雇用率は2.66%、対前年比0.07ポイント低下。全国2位(前年1位)

○法定雇用率達成企業の割合は59.3% (前年比1.6ポイント上昇)

- ・対象企業1,013社、法定雇用率達成企業601社

<公的機関> (同2.5%、沖縄県教育委員会は2.4%) ※()は前年の値

○県の機関(教育委員会含む)は雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回ったが、市町村の機関は、雇用障害者数は対前年を上回ったが、実雇用率は対前年を下回った。

- ・県の機関：雇用障害者数157.0人 (144.5人)、実雇用率1.89% (1.71%)
- ・県教育委員会：雇用障害者数212.0人 (164.0人)、実雇用率1.78% (1.51%)
- ・市町村の機関：雇用障害者数376.0人 (332.0人)、実雇用率2.24% (2.27%)

<地方独立行政法人等> (同2.5%) ※()は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回った。

- ・雇用障害者数26.0人 (24.0人)、実雇用率2.58% (2.39%)

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は4,714.5人で、前年より0.8%（39.5人）増加し、16年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,570.0人（対前年比2.0%増）、知的障害者は1,337.0人（同1.5%増）となり、前年より増加したが、精神障害者は807.5人（同3.5%減）と前年から減少した。
- ・ 実雇用率は、2.66%（前年は2.73%）、法定雇用率達成企業の割合は59.3%（同57.7%）であった。

[第1表、グラフ(1)(2)]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で728.5人（前年は799.5人）、100～300人未満で1,709.5人（同1,687.0人）、300～500人未満で608.5人（同584.5人）、500～1,000人未満で487.5人（同637.5人）、1,000人以上で1,180.5人（同966.5人）となり、45.5～100人未満、500～1,000人未満規模企業で前年を下回り、その他の規模企業では前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満規模企業で2.15%（前年は2.52%）、100～300人未満で2.90%（同2.90%）、300～500人未満で3.07%（同3.05%）、500～1,000人未満で2.59%（同3.02%）、1,000人以上で2.60%（同2.35%）となった。

なお、民間企業全体の実雇用率2.66%と比較すると、100～300人未満規模企業、300～500人未満規模企業が実雇用率以上となっている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～100人未満規模企業で53.8%（前年は51.9%）、100～300人未満で65.9%（同63.0%）、300～500人未満で60.7%（同62.7%）、500～1,000人未満で61.3%（同64.7%）、1,000人以上で63.6%（同63.2%）となった。

[第2表]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」、「鉱業・採石業・砂利採取業」、「建設業」、「金融業・保険業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」以外の業種で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率は、「製造業」2.56%（前年は2.51%）、「運輸業、郵便業」2.88%（同2.82%）、「卸売業、小売業」2.38%（同2.25%）、「生活関連サービス業、娯楽業」4.63%（同4.66%）、「医療、福祉」3.49%（同3.81%）、「複合サービス事業」3.09%（同3.12%）、「サービス業」2.49%（同2.52%）が法定雇用率を上回っている。

[第3表]

2. 公的機関における雇用状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%、県教育委員会は2.4%）

沖縄県（県教育委員会を除く）の5機関に在職している障害者の数は157.0人で、前年より8.7%（12.5人）増加しており、実雇用率は1.89%と、前年に比べ0.18ポイント上昇した。

また、沖縄県教育委員会に在職している障害者の数は212.0人で、前年より29.3%（48.0人）増加しており、実雇用率は1.78%と、前年に比べ0.27ポイント上昇した。

県の機関は6機関中3機関が達成。

〔第4表〕

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

県内市町村の機関に在職している障害者の数は376.0人で、前年より13.3%（44.0人）増加しているが、実雇用率は2.24%と、前年に比べ0.03ポイント低下した。

県内市町村は72機関中50機関が達成。

〔第5表〕

3. 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は26.0人で、前年より8.3%（2.0人）増加しており、実雇用率は2.58%と、前年に比べ0.19ポイント上昇した。

地方独立行政法人等は4機関中3機関が達成。

〔第6表〕

第1表 民間企業における障害者の雇用状況(総括表) (法定雇用率 2.2%適用)

区分	①	②	③ 身体障害者の数				④ 知的障害者の数				⑤ 精神障害者の数				⑥	⑦	⑧	⑨		
			企業数	の法定雇用となる障害者数	A 重度身体障害者	B 重度労働者	C 重度以外の身体障害者	D 短重度時間以外の労働者の身体障害者である	E 計	A 重度知的障害者	B 重度労働者	C 重度知的障害者	D 短重度時間以外の労働者の知的障害者である	E 計	C 精神障害者	D 者精神障害者	F 計	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数
R元年計	1,013	176,914.5	710	184	867	198	2,570.0	196	67	724	308	1,337.0	406	521	282	807.5	4,714.5	2.66 %	601	59.3 %
H30年計	(985)	(171,122.0)	(682)	(188)	(859)	(219)	(2,520.5)	(201)	(68)	(694)	(307)	(1,317.5)	(350)	(575)	(399)	(837.0)	(4,675.0)	(2.73) %	(568)	(57.7) %

注：1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2. ③④A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3. ③④⑤D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③④E欄及び⑤F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4. ③④のA、C欄及び⑤のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③④のB、D欄及び⑤のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5. ⑤E欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であつて、次のいずれかに該当する者である。

(1)平成28年6月2日以降に採用された者であること。

(2)平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6. 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	①	②	③ 身体障害者の数				④ 知的障害者の数				⑤ 精神障害者の数				⑥	⑦	⑧	⑨		
			企業数	の法定雇用となる障害者数	A 重度身体障害者	B 重度労働者	C 重度以外の身体障害者	D 短重度時間以外の労働者の身体障害者である	E 計	A 重度知的障害者	B 重度労働者	C 重度知的障害者	D 短重度時間以外の労働者の知的障害者である	E 計	C 精神障害者	D 者精神障害者	F 計	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数
45.5～100人未満	506	33,954.5	119	18	157	22	424.0	36	15	105	37	210.5	66	35	21	94.0	728.5	2.15 %	272	53.8 %
	(478)	(31,670.0)	(93)	(33)	(146)	(44)	(387.0)	(49)	(19)	(102)	(51)	(244.5)	(50)	(149)	(87)	(168.0)	(799.5)	(2.52) %	(248)	(51.9) %
100～300人未満	393	58,971.5	247	101	302	103	948.5	35	24	183	143	348.5	131	364	199	412.5	1709.5	2.90 %	259	65.9 %
	(395)	(58,096.5)	(257)	(86)	(302)	(98)	(951.0)	(33)	(19)	(180)	(106)	(318.0)	(119)	(323)	(275)	(418.0)	(1,687.0)	(2.90) %	(249)	(63.0) %
300～500人未満	61	19,826.0	87	18	109	29	315.5	46	11	96	27	212.5	54	34	19	80.5	608.5	3.07 %	37	60.7 %
	(59)	(19,146.5)	(77)	(16)	(97)	(28)	(281.0)	(46)	(12)	(102)	(47)	(229.5)	(51)	(30)	(16)	(74.0)	(584.5)	(3.05) %	(37)	(62.7) %
500～1,000人未満	31	18,800.5	91	14	109	16	313.0	8	1	76	19	102.5	55	23	11	72.0	487.5	2.59 %	19	61.3 %
	(34)	(21,140.5)	(108)	(22)	(135)	(21)	(383.5)	(21)	(11)	(97)	(41)	(170.5)	(58)	(37)	(14)	(83.5)	(637.5)	(3.02) %	(22)	(64.7) %
1,000人以上	22	45,362.0	166	33	190	28	569.0	71	16	264	82	463.0	100	65	32	148.5	1,180.5	2.60 %	14	63.6 %
	(19)	(41,068.5)	(147)	(31)	(179)	(28)	(518.0)	(52)	(7)	(213)	(62)	(355.0)	(72)	(36)	(7)	(93.5)	(966.5)	(2.35) %	(12)	(63.2) %
R元年計	1,013	176,914.5	710	184	867	198	2,570.0	196	67	724	308	1,337.0	406	521	282	807.5	4,714.5	2.66 %	601	59.3 %
H30年計	(985)	(171,122.0)	(682)	(188)	(859)	(219)	(2,520.5)	(201)	(68)	(694)	(307)	(1,317.5)	(350)	(575)	(399)	(837.0)	(4,675.0)	(2.73) %	(568)	(57.7) %

注：第1表の注と同じ

：()内は、平成30年の数値である

第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② の法定基礎雇用となる障害者数算定	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数	⑦ 実雇用率 ⑥ ÷ ② × 100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧ ÷ ① × 100	
			A 重度身体障害者	B 重度労働者	C 重度以外の身体障害者	D 短時間以外労働者の身体障害者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A 重度知的障害者	B 重度労働者	C 重度以外の知的障害者	D 短時間以外労働者の知的障害者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	C 精神障害者	D 者精神障害者である短時間労働	F 計 $C + (D - E) \times 0.5 + E$	③E + ④E + ⑤F				
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	
農、林、漁業	2	126.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00%	0	0.0%		
	(2)	(109.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(0)	(0)	(0.0)	(1.0)	(0.92%)	(1)	(50.0%)		
鉱業・採石業・砂利採取業	1	61.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.00%	0	0.0%			
	(2)	(102.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)	(1.0)	(0.98%)	(1)	(50.0%)		
建設業	58	5,551.5	21	0	25	2	68.0	0	0	6	0	6.0	9	1	1	10.0	84.0	1.51%	29	50.0%
	(56)	(5,327.5)	(25)	(2)	(25)	(0)	(77.0)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6.0)	(6)	(1)	(1)	(7.0)	(90.0)	(1.69%)	(31)	(55.4%)
製造業	82	10,112.5	38	4	39	14	126.0	14	3	61	17	100.5	24	10	7	32.5	259.0	2.56%	47	57.3%
	(79)	(9,977.5)	(39)	(4)	(38)	(8)	(124.0)	(17)	(0)	(57)	(18)	(100.0)	(21)	(6)	(5)	(26.5)	(250.5)	(2.51%)	(46)	(58.2%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1,921.0	20	0	2	0	42.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	42.0	2.19%	2	66.7%	
	(3)	(1,912.5)	(19)	(0)	(3)	(0)	(41.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(42.0)	(2.20%)	(2)	(66.7%)	
情報通信業	64	9,280.0	34	4	33	5	107.5	0	0	2	0	2.0	33	4	3	36.5	146.0	1.57%	29	45.3%
	(59)	(8,617.0)	(31)	(6)	(30)	(1)	(98.5)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1.5)	(33)	(3)	(2)	(35.5)	(135.5)	(1.57%)	(25)	(42.4%)
運輸業・郵便業	70	10,254.5	55	5	90	6	208.0	4	0	39	4	49.0	31	10	4	38.0	295.0	2.88%	48	68.6%
	(71)	(10,023.0)	(53)	(4)	(95)	(8)	(209.0)	(3)	(0)	(34)	(3)	(41.5)	(23)	(12)	(6)	(32.0)	(282.5)	(2.82%)	(45)	(63.4%)
卸売業・小売業	197	40,001.5	104	22	146	29	390.5	58	12	287	90	460.0	63	57	23	103.0	953.5	2.38%	121	61.4%
	(188)	(38,733.5)	(101)	(26)	(136)	(26)	(377.0)	(46)	(17)	(265)	(84)	(416.0)	(50)	(44)	(12)	(78.0)	(871.0)	(2.25%)	(104)	(55.3%)
金融業・保険業	14	6,636.5	34	0	41	1	109.5	2	0	5	0	9.0	24	1	1	25.0	143.5	2.16%	7	50.0%
	(13)	(6,649.5)	(36)	(0)	(49)	(1)	(121.5)	(2)	(0)	(2)	(0)	(6.0)	(20)	(0)	(0)	(20.0)	(147.5)	(2.22%)	(9)	(69.2%)
不動産業・物品販賣業	33	3,358.5	13	1	9	0	36.0	4	0	15	2	24.0	4	1	0	4.5	64.5	1.92%	18	54.5%
	(26)	(2,785.5)	(10)	(2)	(12)	(1)	(34.5)	(3)	(0)	(13)	(1)	(19.5)	(4)	(1)	(1)	(5.0)	(59.0)	(2.12%)	(14)	(53.8%)
学術研究・専門・技術サービス業	34	3,360.5	11	1	20	1	43.5	0	0	1	2	2.0	9	3	2	11.5	57.0	1.70%	16	47.1%
	(32)	(3,414.0)	(9)	(1)	(21)	(3)	(41.5)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1.5)	(11)	(1)	(0)	(11.5)	(54.5)	(1.60%)	(13)	(40.6%)
宿泊業・飲食サービス業	78	12,876.0	41	8	60	7	153.5	12	2	36	17	70.5	17	8	6	24.0	248.0	1.93%	37	47.4%
	(71)	(11,965.5)	(33)	(10)	(51)	(10)	(132.0)	(12)	(5)	(35)	(17)	(72.5)	(15)	(16)	(7)	(26.5)	(231.0)	(1.93%)	(39)	(54.9%)
生活関連サービス業・娯楽業	46	8,216.0	51	6	46	7	157.5	48	4	84	12	190.0	23	12	8	33.0	380.5	4.63%	23	50.0%
	(47)	(8,011.0)	(47)	(3)	(50)	(5)	(149.5)	(51)	(3)	(87)	(13)	(198.5)	(21)	(7)	(1)	(25.0)	(373.0)	(4.66%)	(24)	(51.1%)
教育・学習支援業	20	2,005.0	7	0	9	2	24.0	0	1	0	0	1.0	2	0	0	2.0	27.0	1.35%	11	55.0%
	(19)	(1,730.0)	(7)	(0)	(7)	(1)	(21.5)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(2)	(0)	(0)	(2.0)	(24.5)	(1.42%)	(9)	(47.4%)
医療・福祉	210	41,341.5	193	103	220	94	756.0	31	38	97	132	263.0	121	389	216	423.5	1,442.5	3.49%	143	68.1%
	(214)	(40,929.5)	(191)	(101)	(209)	(121)	(752.5)	(43)	(37)	(110)	(127)	(296.5)	(107)	(456)	(349)	(509.5)	(1,558.5)	(3.81%)	(149)	(69.6%)
複合サービス事業	7	4,859.5	12	2	25	1	51.5	19	1	42	7	84.5	11	5	1	14.0	150.0	3.09%	4	57.1%
	(7)	(4,861.5)	(14)	(1)	(26)	(1)	(55.5)	(19)	(1)	(42)	(11)	(86.5)	(7)	(4)	(1)	(9.5)	(151.5)	(3.12%)	(2)	(28.6%)
サービス業	94	16,953.0	76	28	102	29	296.5	4	6	49	25	75.5	35	20	10	50.0	422.0	2.49%	66	70.2%
	(96)	(15,973.5)	(67)	(28)	(106)	(33)	(284.5)	(5)	(4)	(40)	(31)	(69.5)	(29)	(24)	(14)	(48.0)	(402.0)	(2.52%)	(54)	(56.3%)
令和元年計	1,013	176,914.5	710	184	867	198	2,570.0	196	67	724	308	1,337.0	406	521	282	807.5	4,714.5	2.66%	601	59.3%
平成30年計	(985)	(171,122.0)	(682)	(188)	(859)	(219)	(2,520.5)	(201)	(68)	(694)	(307)	(1,317.5)	(350)	(575)	(399)	(837.0)	(4,675.0)	(2.73%)	(568)	(57.7%)

注 : 第1表の注と同じ
: ()内は、平成30年の数値である

第4表 沖縄県の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%、教育委員会は2.4%適用)

機関名	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	対象機関 6 うち達成 3 達成割合 50.0%
合 計	20,250.0 (19,303.5)	369.0 (308.5)	1.82% (1.60%)	134.0 (164.5)	
沖縄県 知事部局	5,248.5	112.0	2.13%	19.0	
沖縄県 病院事業局	2,274.5	15.0	0.66%	41.0	
沖縄県 企業局	269.5	12.0	4.45%	0.0	
沖縄県 警察本部	474.0	16.0	3.38%	0.0	
沖縄県 議会事務局	53.0	2.0	3.77%	0.0	
小 計	8,319.5 (8,437.0)	157.0 (144.5)	1.89% (1.71%)	60.0 (68.5)	
沖縄県 教育委員会	11,930.5	212.0	1.78%	74.0	
小 計	11,930.5 (10,866.5)	212.0 (164.0)	1.78% (1.51%)	74.0 (96.0)	

第5表 県内市町村における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	対象機関 72 うち達成 50 達成割合 69.4%
計	16,754.0 (14,651.0)	376.0 (332.0)	2.24% (2.27%)	42.0 (38.0)	
那覇市	2,169.5	56.0	2.58%	0.0	
宜野湾市	598.0	14.0	2.34%	0.0	
石垣市	700.0	19.0	2.71%	0.0	
浦添市	677.0	19.0	2.81%	0.0	
名護市	624.0	11.0	1.76%	4.0	
糸満市	494.0	14.0	2.83%	0.0	
沖縄市	890.0	19.0	2.13%	3.0	
豊見城市	314.0	9.0	2.87%	0.0	
うるま市	948.0	23.0	2.43%	0.0	
宮古島市	726.5	16.0	2.20%	2.0	
南城市	279.0	6.0	2.15%	0.0	
国頭村	113.5	3.0	2.64%	0.0	
大宜味村	97.5	1.0	1.03%	1.0	
東村	75.0	0.0	0.00%	1.0	
今帰仁村	105.0	2.0	1.90%	0.0	
本部町	108.5	5.0	4.61%	0.0	
恩納村	192.0	6.0	3.13%	0.0	
宜野座村	167.0	5.0	2.99%	0.0	
金武町	134.0	3.0	2.24%	0.0	
伊江村	117.0	2.0	1.71%	0.0	
読谷村	234.0	5.0	2.14%	0.0	
嘉手納町	144.0	5.0	3.47%	0.0	
北谷町	211.5	5.0	2.36%	0.0	
北中城村	143.0	4.0	2.80%	0.0	
中城村	163.5	1.0	0.61%	3.0	
西原町・西原町教育委員会	335.0	6.0	1.79%	2.0	
与那原町	142.0	3.0	2.11%	0.0	
南風原町・南風原町教育委員会	382.0	9.0	2.36%	0.0	
座間味村	101.0	3.0	2.97%	0.0	
粟国村	97.5	2.0	2.05%	0.0	
南大東村	74.0	1.0	1.35%	0.0	
北大東村	59.5	0.0	0.00%	1.0	
伊平屋村	80.5	6.0	7.45%	0.0	
伊是名村	104.5	2.0	1.91%	0.0	
久米島町	232.0	7.0	3.02%	0.0	
八重瀬町	186.5	4.0	2.14%	0.0	
多良間村	83.5	2.0	2.40%	0.0	
竹富町	186.0	0.0	0.00%	4.0	
与那国町	56.5	1.0	1.77%	0.0	
那覇市上下水道局	178.0	5.0	2.81%	0.0	
宜野湾市上下水道局	50.0	1.0	2.00%	0.0	
石垣市水道部	47.0	1.0	2.13%	0.0	
沖縄市水道局	63.5	1.0	1.57%	0.0	
宮古島市上下水道部	43.0	0.0	0.00%	1.0	
沖縄県介護保険広域連合	78.0	1.0	1.28%	0.0	
倉浜衛生施設組合	61.0	1.0	1.64%	0.0	
沖縄県後期高齢者医療広域連合	53.0	0.0	0.00%	1.0	

注6

注7

注8

那覇市教育委員会	519.5	16.0	3.08%	0.0
宜野湾市教育委員会	170.0	3.0	1.76%	1.0
石垣市教育委員会	208.5	6.0	2.88%	0.0
浦添市教育委員会	165.5	4.0	2.42%	0.0
名護市教育委員会	266.5	3.0	1.13%	3.0
糸満市教育委員会	136.5	3.0	2.20%	0.0
沖縄市教育委員会	217.0	4.0	1.84%	1.0
豊見城教育委員会	53.0	1.0	1.89%	0.0
うるま市教育委員会	407.5	6.0	1.47%	4.0
宮古島市教育委員会	229.0	3.0	1.31%	2.0
南城市教育委員会	146.0	3.0	2.05%	0.0
国頭村教育委員会	78.5	1.0	1.27%	0.0
大宜味村教育委員会	40.5	0.0	0.00%	1.0
今帰仁村教育委員会	52.0	0.0	0.00%	1.0
本部町教育委員会	96.0	2.0	2.08%	0.0
恩納村教育委員会	81.5	1.0	1.23%	1.0
金武町教育委員会	69.0	0.0	0.00%	1.0
伊江村教育委員会	56.0	1.0	1.79%	0.0
読谷村教育委員会	135.5	3.0	2.21%	0.0
北谷町教育委員会	86.0	2.5	2.91%	0.0
北中城村教育委員会	56.0	2.0	3.57%	0.0
中城村教育委員会	118.5	0.0	0.00%	2.0
久米島町教育委員会	78.5	1.0	1.27%	0.0
八重瀬町教育委員会	76.5	1.5	1.96%	0.0
竹富町教育委員会	91.0	0.0	0.00%	2.0

(第4・5表関係注釈)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であつて、平成28年6月2日以降に採用された者又は平成28年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 記載のない市町村等は、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が40.0人未満(教育委員会は42.0人未満)であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 計欄の下段()内の数字は平成30年の数値である。
- 宮古島市においては、11月1日時点において、障害者の数19.0人、実雇用率2.55%、不足数0.0人となっている。
- 大宜味村においては、9月12日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率1.88%、不足数0.0人となっている。
- 東村においては、10月1日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率1.33%、不足数0.0人となっている。

第6表 地方独立行政法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%適用)

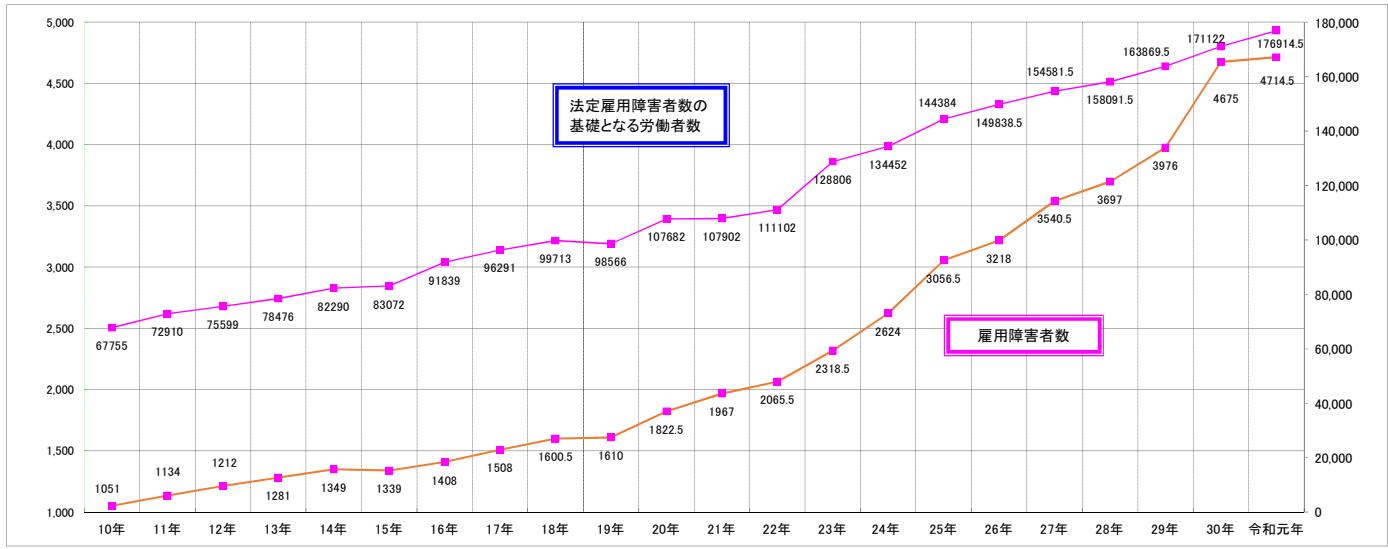
法人名	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	対象機関 4 うち達成 3 達成割合 75.0%
計	1,006.0 (1,005.5)	26.0 (24.0)	2.58% (2.39 %)	1.0 (1.0)	
沖縄県住宅供給公社	58.0	1.0	1.72%	0.0	
沖縄県土地開発公社	42.0	2.0	4.76%	0.0	
地方独立行政法人 那覇市立病院	765.0	21.0	2.75%	0.0	
公立大学法人 名桜大学	141.0	2.0	1.42%	1.0	

(第6表関係注釈)

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第二第一号～第八号に定める特殊法人(独立行政法人、国立大学法人、沖縄振興開発金融公庫、沖縄科学技術大学院大学学園等)については、厚生労働省にて発表。

(1) 民間企業における雇用障害者の推移

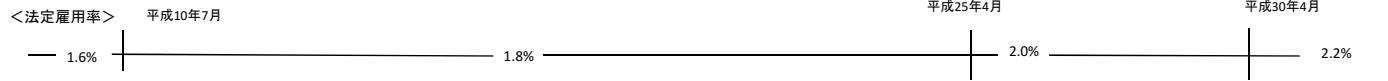
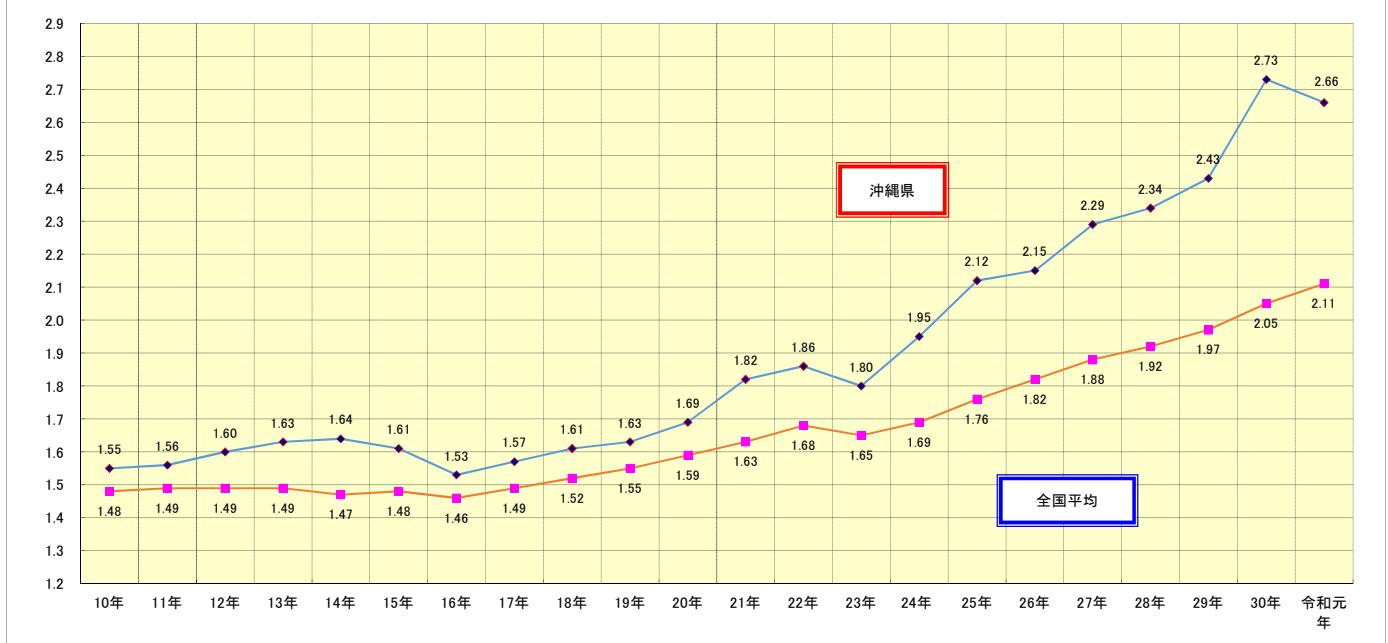
	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
雇用障害者数	1,051	1,134	1,212	1,281	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,823	1,967	2,065.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	3,540.5	3,697.0	3,976.0	4,675.0	4,714.5
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	67,755	72,910	75,599	78,476	82,290	83,072	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,902	111,102.0	128,806.0	134,452.0	144,384.0	149,838.5	154,581.5	158,091.5	163,869.5	171,122.0	176,914.5



(注) 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
全国	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11
沖縄	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34	2.43	2.73	2.66



(注) 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.11	0.06	48.0	2.1	48,898 / 101,889
北海道	2.27	0.07	50.4	2.1	1,883 / 3,735
青森	2.29	0.06	55.1	2.2	546 / 991
岩手	2.27	0.05	56.6	1.6	576 / 1,018
宮城	2.11	0.06	50.4	1.2	788 / 1,564
秋田	2.14	0.07	60.4	2.4	463 / 766
山形	2.09	0.03	53.2	2.4	511 / 960
福島	2.11	0.07	54.7	1.6	801 / 1,464
茨城	2.14	0.07	50.4	0.7	811 / 1,609
栃木	2.07	0.07	56.3	1.4	706 / 1,253
群馬	2.14	0.08	56.0	2.6	869 / 1,552
埼玉	2.22	0.07	48.8	2.7	1,700 / 3,486
千葉	2.11	0.09	51.6	2.2	1,344 / 2,606
東京	2.00	0.06	32.0	2.4	6,788 / 21,184
神奈川	2.09	0.08	46.5	2.6	2,236 / 4,808
新潟	2.12	0.06	57.8	2.4	1,146 / 1,982
富山	2.08	0.04	56.1	1.2	602 / 1,074
石川	2.28	0.10	56.7	0.9	631 / 1,113
福井	2.35	△0.05	57.1	0.5	427 / 748
山梨	2.03	0.04	56.0	2.5	349 / 623
長野	2.17	0.03	58.1	1.6	989 / 1,701
岐阜	2.17	0.03	55.3	0.5	897 / 1,621
静岡	2.15	0.10	51.7	2.6	1,565 / 3,029
愛知	2.02	0.05	46.2	2.3	2,949 / 6,378
三重	2.26	0.06	58.3	0.2	712 / 1,221
滋賀	2.28	0.05	55.7	0.9	492 / 884
京都	2.23	0.10	52.6	3.1	991 / 1,884
大阪	2.08	0.07	43.1	2.1	3,561 / 8,261
兵庫	2.16	0.05	51.0	2.8	1,770 / 3,473
奈良	2.79	0.12	59.8	2.4	394 / 659
和歌山	2.46	0.10	62.1	3.4	385 / 620
鳥取	2.28	0.06	58.6	2.1	277 / 473
島根	2.49	0.09	69.5	3.6	401 / 577
岡山	2.45	△0.07	52.8	1.3	783 / 1,484
広島	2.18	0.02	48.1	1.0	1,136 / 2,361
山口	2.59	0.01	57.6	1.7	545 / 946
徳島	2.26	0.06	60.8	0.5	309 / 508
香川	2.05	0.10	55.7	2.3	483 / 867
愛媛	2.22	0.06	53.7	1.5	556 / 1,035
高知	2.36	0.06	61.5	1.8	326 / 530
福岡	2.12	0.05	50.6	1.5	1,987 / 3,930
佐賀	2.61	0.06	68.7	2.4	409 / 595
長崎	2.54	0.17	61.3	4.7	620 / 1,012
熊本	2.32	0.07	56.9	1.9	749 / 1,317
大分	2.58	0.12	62.3	2.9	536 / 860
宮崎	2.45	0.05	63.0	△0.6	523 / 830
鹿児島	2.40	0.06	60.4	1.3	775 / 1,284
沖縄	2.66	△0.07	59.3	1.6	601 / 1,013

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (45.5人〔50人〕以上規模の企業) 特殊法人等 〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	2. 2% [2. 0%] 2. 5% [2. 3%]
○ 国、地方公共団体 (40人〔43.5人〕以上規模の機関)	2. 5% [2. 3%]
○ 都道府県等の教育委員会 (42人〔45.5〕以上規模の機関)	2. 4% [2. 2%]

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること